

4・4 船荷証券の電子化に関する国内法制化

船荷証券の電子化は前回の商法（運送・海商関係）改正（2019年4月施行）に係る議論の際に新たな法規律を設ける必要がない旨結論付けられており現行法には盛り込まれていない。その後2020年に発足した菅政権がデジタル化推進を重点施策とするなか、日本経済団体連合会（経団連）は、紙媒体が前提の商法等を改正し、船荷証券の電子化促進すべき旨を盛り込んだ「改訂 Society5.0 の実現に向けた規制・制度改革に関する提言」を取り纏め、河野内閣府特命担当大臣（規制改革）に提出した。その後内閣府での議論を経て、2021年4月から法務省は関係者・有識者による「商事法の電子化に関する研究会（座長：東京大学藤田教授）」を設置し、検討を進めた（詳細は船協海運年報 2021「4・4」参照）。

2022年4月からは法制審議会 商法（船荷証券等関係）部会に舞台を移して本件に係る議論が続けられており、当協会は上記研究会に続き同部会にも当協会顧問弁護士事務所（弁護士法人阿部・阪田法律事務所）の池山明義弁護士を委員に推薦するとともに、法技術的な観点からの検討に備え、会員各社の顧問弁護士をはじめとした関係者協力の下、バックアップ体制を構築した。

これまで、電子船荷証券の定義、船荷証券および電子船荷証券の利用状況調査、立法措置のあり方や認証機関の設置要否および諸外国事例の確認等が行われ、同部会の議論を取り纏めた中間試案が完成した（以下、法務省 HP で全文および補足説明資料を閲覧可能）。

https://www.moj.go.jp/shingj1/shingj04900001_00192.html

その後法務省は2023年3月31日～5月12日までの期間で本試案に関するパブリックコメントの募集を開始したため、当協会もコメントを提出した（概要は下掲参照）。今後も法制審議会は法務大臣に答申すべく議論が継続される予定。

【全般に対する総論的意見】

わが国が電子船荷証券記録（電子 B/L）について立法を行い、その内容を可能な限り国連国際商取引法委員会の電子商取引に係るモデル法（MLETR）と整合させる基本方針には賛成するが、電子 B/L システムは多種多様なため、船荷証券（B/L）に関する現行法規定や MLETR 個別条項との整合性に腐心するあまり、電子 B/L の更なる普及促進の妨げになりえる立法は厳に慎むべき。

第1部 船荷証券に関する規定の見直し

第2 電子船荷証券記録を発行する場面の規律等

1 電子船荷証券記録を発行する場面の規律

受取 B/L 発行に代え受取電子 B/L が発行された場合、荷送人または傭船者は船積電子 B/L の発効請求は出来るが、船積 B/L の交付請求は出来ないという規律する旨の乙案に賛成。

3 「支配」概念の創設及び関連概念の定義

「電子 B/L の支配」の内容についてはシステム上の技術に関する無用な議論

を避けるため、法律上は定義を設けないとする乙案に賛成。

第3 電子船荷証券記録の技術的要件

1 電子船荷証券記録の定義及び信頼性の要件以外の技術的要件

実質的な異議はないが、システム提供者の概念導入含め、表現および規律の形式は更に検討すべき。

2 技術的要件としての信頼性の要件

電子 B/L に係る一般的な信頼性の要件については、訓示規定を定める丙案に賛成。

3 電子船荷証券記録の発行の技術的要件

本件に係る定義全般には賛成。但し、電子署名を要件とすることは、紙 B/L の現行法上求められる署名または記名押印との平仄を合わせることのみであるため反対。

第4 電子船荷証券記録と船荷証券の転換

1 船荷証券から電子船荷証券記録への転換

運送人または船長は B/L 交付時に当該 B/L 所持人（裏書の連続による権利証明者に限る）が承諾すれば電子 B/L を発行でき、当該電子 B/L には一定の事項（当該 B/L の記載と同一内容）が記録されなければならないとする主旨に賛成。

2 電子船荷証券記録から船荷証券への転換

電子 B/L 発行時、運送人または船長は当該電子 B/L 所持人（裏書の連続による権利証明者に限る）が承諾すれば B/L を交付でき、当該 B/L には一定の事項（当該電子 B/L の記載と同一内容）が記録されなければならないとする主旨の甲案に賛成。運送人および荷主双方合意の上電子 B/L を発行したにもかかわらず、荷送人側の一方的都合により、B/L への転換請求権を荷主が認められることは運送人にとって酷である。

第5 電子船荷証券記録の類型及び譲渡等の方式

電子裏書において電子署名を要件とすることには、第3の3と同様の理由で反対。

第6 電子船荷証券記録の効力等に関する規律の内容

1 規律の在り方の方向性

B/L に適用される商法および民法等の規定について包括的な準用規定を設けることならびに電子 B/L に適用させるため個別に書き下すことをせず、一定の規定を置く甲案は一部の規定等を加除修正した上で賛成。

2 具体的な規律の内容

(15) 民法第520条の9に相当する規定

B/L 提出（＝占有移転≠提示）と運送品引渡が本来の引換給付である筈だが、

当該民法の条項をそのまま引用する方法では、提出前の段階である提示だけで遅滞に陥るとされかねず、常識的感覚に反するので運送人として受け入れ難く反対。

第7 電子船荷証券記録を支配する者に対する強制執行に関する規律の内容

電子 B/L の支配者に対する強制執行に関しては、電子 B/L 上の権利（電子 B/L 発行時の運送品引渡しに係る債権）は債権執行に余りなじまず、特段規律を設けない丁案に賛成。

※上記項目以外は当協会として異議はない。